

大阪府監査委員告示第35号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年12月10日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

（通知文）

教委総第3373号  
平成20年11月20日

大阪府監査委員	京極	俊明	様
同	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<住居手当の認定事務について>

1 監査対象機関

教育委員会事務局（学校総務サービス課）

2 指摘事項

庶務諸給与関係

住居手当の認定事務において、家賃が減額されているにもかかわらず手当額の改定を行っていなかったため、同手当が過払いとなっているものがあつた。

### 3 措置の状況

#### (1) 是正措置

住居手当の過払いについては、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、返納の措置を講じました。

#### (2) 改善策（府立学校）

住居手当について、平成17年度から年次計画により、確認内容を定めて事後確認を実施しているが、さらに総務事務システムに手当認定に係る教職員向けの「お知らせ」の掲載回数を増やし、また、事務長会等の機会をとらえて、手当制度や届出に関する説明を行う等周知を図ります。

今後は、このようなことがないよう、適正な事務執行を徹底します。

#### <通勤手当の認定事務について>

##### 1 監査対象機関

河南高等学校

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

##### 3 措置の状況

自家用自動車による通勤を認めていた5名に対して、自動車通勤の認定要件を説明したうえで、平成20年5月27日付けで公共交通機関による通勤経路に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行ったうえで認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

#### <通勤手当の認定事務について>

##### 1 監査対象機関

岸和田高等学校

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず認定されているものがあつた。

##### 3 措置の状況

自家用自動車による通勤を認めていた1名に対して、自動車通勤の認定要件を説明したうえで、平成20年5月29日付けで公共交通機関による通勤経路に変更しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行ったうえで認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

#### <行政財産の使用許可について>

##### 1 監査対象機関

岸和田高等学校

##### 2 指摘事項

財産関係

学校敷地の上空に、電力会社の電線等が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

##### 3 措置の状況

本件について、敷地内上空を占有している関西電力(株)・岸和田テレビ・NTTの電線等については、既に使用許可を行っているものも含め、すべて敷地外に敷設することとしました。そのうち、NTTの電線については平成20年6月5日に敷地外への敷設工事が完了しました。

今後、公有財産の管理については、関係条例、規則の規定にのっとり、適正に行うよう努めます。

#### <PTA会計の用途について>

##### 1 監査対象機関

三島高等学校

##### 2 指摘事項

事務関係

PTA会計の用途について、本来公費で負担すべき経費を支出するなど不適切なものがあった。

##### 3 措置の状況

今後PTA会計の執行にあたっては、「学校徴収金等取扱マニュアル」、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」並びにこれに関する通知等を厳守し、適正な執行に努めます。